

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定年前再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）</p> <p>第六条の二十五 次の各号に掲げる職員の俸給月額について、それぞれ当該各号に定める法の規定により計算して得た額に円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>一 法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 法第八条</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（俸給の調整額）</p> <p>第八条の二 （略）</p> <p>2 事務官等の俸給の調整額は、当該事務官等に適用される俸給表及びその者の職務の級に応じ一般職に属する国家公務員に支給される俸給の調整額との権衡を考慮して防衛省令で定める額にその者に係る別表第二の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一</p>	<p>（再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）</p> <p>第六条の二十五 次の各号に掲げる職員の俸給月額について、それぞれ当該各号に定める法の規定により計算して得た額に円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>一 自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（第八条の二第二項において単に「再任用短時間勤務職員」という。） 法第九条</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（俸給の調整額）</p> <p>第八条の二 （略）</p> <p>2 事務官等の俸給の調整額は、当該事務官等に適用される俸給表及びその者の職務の級に応じ一般職に属する国家公務員に支給される俸給の調整額との権衡を考慮して防衛省令で定める額にその者に係る別表第二の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の</p>

週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものを除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。別表第四において同じ。)の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3 5 (略)

(特勤勤務手当等)

第十条 (略)

勤務時間として防衛省令で定めるものを除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別(別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。)、俸給表及び職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。別表第四において同じ。)の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額(再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)とする。

3 5 (略)

(特勤勤務手当等)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

4 (略)

第十条の二 (略)

2 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。）

の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第

2 (略)

3 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

4 (略)

第十条の二 (略)

2 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。）

の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に

二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額に、自衛官にあつては百分の五・五を、事務官等にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

(略)

3・4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十一条の二 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第一号イに規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以上の職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）に掲げる六号俸若しくは七号俸若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表（以下「第一号任期付研究員俸給表」という。）に掲げる六号俸又は法第六条の二第二項若しくは第七条第二項の規定によ

掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額に、自衛官にあつては百分の五・五を、事務官等にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

(略)

3・4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第十一条の二 (略)

2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第一号イに規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以上の職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）に掲げる六号俸若しくは七号俸若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表（以下「第一号任期付研究員俸給表」という。）に掲げる六号俸又は法第六条の二第二項若しくは第七条第二項の規定によ

り決定された俸給月額を受ける職員 一万二千元（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一万千円）

二 俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級が二級の職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる五号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる四号俸若しくは五号俸を受ける職員 一万円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、九千円）

三 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる二号俸から四号俸までの号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる二号俸若しくは三号俸を受ける職員 八千五百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、七千五百円）

四 俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる一号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる一号俸を受ける職員 七千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、六千円）

五 俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員 六千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千円）  
三 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の第三項第二号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員 六千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円）

二 俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員

り決定された俸給月額を受ける職員 一万二千元

二 俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級が二級の職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる五号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる四号俸若しくは五号俸を受ける職員 一万円

三 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる二号俸から四号俸までの号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる二号俸若しくは三号俸を受ける職員 八千五百円

四 俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる一号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる一号俸を受ける職員 七千円

五 俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員 六千円  
三 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の第三項第二号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員 六千円

二 俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員

五千元（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、四五百円）

三 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員  
四 千三百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千八百円）

四 俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員  
三千五百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千円）

五 俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員  
三千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円）

4  
（略）

（若年定年退職者給付金を支給する者の範囲）

第二十条（略）

2 法第二十七条の二第二号ハに規定する政令で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により退職した者と  
する。

（給与年額相当額）

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

五千元

三 俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員  
四 千三百円

四 俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員  
三千五百円

五 俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員  
三千円

4  
（略）

（若年定年退職者給付金を支給する者の範囲）

第二十条（略）  
（新設）

（新設）

（給与年額相当額）

第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一〇三 (略)

四 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ前三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給、扶養手当及び営外手当の月額を合計した額（その者が退職の日の前日において第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び前号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額を合計額に同条第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）を計算の基礎として、一般職給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合が百分の百であると仮定し、かつ、退職の日の前日における階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の階級である者（法第六条第二項に規定する自衛官を除く。）にあつては、法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員に該当しないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年に受けるべき期末手当の額の合計額

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額を合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額を合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定する

一〇三 (略)

四 退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ前三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給、扶養手当及び営外手当の月額を合計した額（その者が退職の日の前日において第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び前号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額を合計額に同条第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）を計算の基礎として、一般職給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合が百分の百であると仮定し、かつ、退職の日の前日における階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である者にあつては、法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員に該当しないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年に受けるべき期末手当の額の合計額

五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額を合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額を合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定する

ところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額  
（）に百分の九十五（その者が退職の日の前日において法第六  
条第二項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百）を  
乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額

附 則

1～3 (略)

4 第二十一条各号に掲げる若年定年退職者に係る法附則第四項  
の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項（防  
衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成  
十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読  
み替えて適用される場合及び防衛省の職員の給与等に関する法  
律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十五号）附  
則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む  
。）に規定する政令で定める俸給月額及び政令で定める額は、  
次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄  
に掲げる俸給月額及び同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

5～7 (略)

8 法附則第五項第一号に規定する政令で定める事務官等は、次  
に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

9 法附則第五項第二号に規定する政令で定める事務官等は防衛

ところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額  
（）に百分の九十五を乗じて勤勉手当に相当するものとして得  
た額の合計額

附 則

1～3 (略)

4 第二十一条各号に掲げる若年定年退職者に係る法附則第五項  
の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項（防  
衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成  
十七年法律第二百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読  
み替えて適用される場合及び防衛省の職員の給与等に関する法  
律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十五号）附  
則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む  
。）に規定する政令で定める俸給月額及び政令で定める額は、  
次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の中欄  
に掲げる俸給月額及び同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

5～7 (略)

(新設)

(新設)

事務次官、防衛審議官、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛技監とし、同号に規定する政令で定める年齢はそれぞれ六十二歳とする。

10| 国家公務員の育児休業等に関する法律附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する法附則第五項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員について、同項の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

11| 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第八条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額」当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。」とする。

12| 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条第三項各号に定める日において当該事務官等以外の事務官等であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「(育児短時間勤務職員(その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。))にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。」及び「とあるのは、「の月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。」

13| 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条の二第二項に規定する異動等の日において当該事務官等以外の事務官等であつたものに対する同項の規定の適用については

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

、当分の間、同項中「(育児短時間勤務職員(その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。))にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。及び」とあるのは、「の月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

14 前二項に規定するもののほか、法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する特地勤務手当及び準特地勤務手当の支給に關し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

15 法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)-とす。

16 法附則第六項第二号に規定する令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する事務官等として政令で定める事務官等は、第三条第一項に規定する病院又は防衛大学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師である者とする。

17 法附則第六項第二号に規定する令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

令で定める事務官等は、防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師とする。

（新設）

18| 法附則第七項に規定する政令で定める事務官等は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定める事務官等とする。

（新設）

19| 法附則第九項及び第十項の規定により俸給として支給する額の算出の方法については、一般職に属する国家公務員の例による。

（新設）

20| 附則第八項から前項までに定めるもののほか、法附則第五項の規定による俸給月額又は法附則第七項、第九項若しくは第十項の規定による俸給の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（新設）

21| 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十二條、第二十三條、第二十四條の二、第二十四條の三第一号及び第二十四條の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 二條	第二十七條の三第二項に 規定する	附則第十二項の規定に より読み替えて適用す る法第二十七條の三第 二項に規定する前期算 定基礎期間（同条第一
-----------	---------------------	--

		第二十三 三 条			
第二十七 条の三第 二項	算定基礎 期間	当該若年 定年退職 者の退職 した日が 自衛官以 外の職員 の定年（ 法第二十 七条の二 第一号に 規定する 自衛官以 外の職員 の定年を いう。第 二十四条 の三第一 号におい て同じ。）	第二十七 条の三第 三項	同項に規 定する算 定基礎期 間（以下 「算定基 礎期間」と いう。）	
附則第十 二項の規 定に	前期算定 基礎期間	その者の 退職した 日がその 者の年齢 六十年	附則第十 二項の規 定により 読み替 えて適用 する法第 二十七条 の三第 三項	前期算定 基礎期間	項に規定 する前期 算定基礎 期間をい う。以下 この条及 び次条に おいて同 じ。）の 年数に応 じて乗ず る

法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二條から第二十四條の二まで及び第二十四條の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 四條の 二	第二十七條の七第一項	より読み替えて適用する法第二十七條の三第二項
第二十 四條の 三第一 号	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
第二十 四條の 五	第二十七條の三第二項	法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七條の三第二項

(新設)

第二十条  
二条

第二十七条の三第二項に規定する

附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項に規定する後期算定基礎期間（同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）の年数に応じて乗ずる

同項に規定する算定基礎期間（以下「算定基礎期間」という。）

後期算定基礎期間

第一回目の給付金

第三回目の給付金

第二回目の給付金

第四回目の給付金

三年以下

一年

四年

二年

〇・九九五一九二

一・〇〇〇〇〇〇

〇・九八六五三八

一・〇〇〇〇〇〇

	<p>第二十条 三條</p>	<p>第二十七條の三第三項</p>		<p>退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年</p>	<p>附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七條の三第三項</p>		<p>年齢六十年</p>	
五年	○・九八八四六二	○・九六八一〇七	六年	○・九八三九七四	○・九八五五七七	七年	○・九四七五二一	○・九二五九七九
三年	○・九九三五九〇	一・〇〇〇〇〇〇	四年	○・九八三九七四	○・九六二〇三二	五年	○・九六二〇三二	

<p>定める額</p>	<p>第二十七条の二第一号</p>	<p>算定基礎期間</p>	<p>第二十七条の三第二項</p>	<p>第一回目の給付金</p>	<p>第二回目の給付金の</p>	<p>調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額</p>
<p>定める額（当該若年定年退職者の退職した日 がその者の年齢六十年に達する日の翌日前である場合にあつては、 零）</p>	<p>附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号</p>	<p>後期算定基礎期間</p>	<p>附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項</p>	<p>第三回目の給付金</p>	<p>第四回目の給付金の</p>	<p>調整前の第三回目又は第四回目の給付金相当額</p>

<p>第二十四條の見出し</p>		<p>第二十四條</p>		
<p>退職の翌年</p>	<p>百分の九十五</p>	<p>額とする</p>	<p>第二十七條の四第一項</p>	<p>一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額</p>
<p>六十一歳の年</p>	<p>防衛省令で定める率</p>	<p>額に百分の七十を乗じて得た額とする</p>	<p>附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七條の四第一項</p>	<p>一年調整の第三回目又は第四回目の給付金相当額</p>
			<p>第二回目の給付金に</p>	<p>第四回目の給付金に</p>
			<p>二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額</p>	<p>二年調整の第三回目又は第四回目の給付金相当額</p>

第二十	第二十四号					第二十四号の列記以外の部分
退職の翌年	退職の翌年の十二月	退職の翌年における	退職した日	退職の翌々年	退職の翌年の途中	第二十七条の七第一項
六十一歳の年	六十一歳の年の十二月	六十一歳の年における	年齢六十年に達する日の翌日	六十二歳の年	六十一歳の年（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項）の途中	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項

四 条 の 二 第 二 号 から 第 七 号 ま で	退 職 の 翌 々 年	六 十 二 歳 の 年
第 二 十 四 条 の 二 第 八 号 及 び 第 二 十 四 条 の 三 第 一 号	退 職 の 翌 年	六 十 一 歳 の 年

23

法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七  
 条の二の規定により支給される給付金に対する第二十二條から  
 第二十四條までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げ  
 る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲  
 げる字句とする。

第 二 十 二 条	第 二 十 七 条 の 三 第 二 項	附 則 第 十 三 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 法 第 二 十 七 条 の 三 第 二 項
-----------------------	--	--

(新設)

三 条	第 二 十 二 条	第 二 十 七 条 の 二 第 一 号	○・九二五九七九	七 年	○・九四七五二一	○・九八三九七四	六 年	○・九六八一〇七	○・九八八四六二	五 年	○・九八六五三八	○・九九五一九二	四 年	三 年 以 下
			○・九六二〇三二	五 年	○・九八三九七四	○・九八五五七七	一・〇〇〇〇〇〇	○・九九三五九〇	一・〇〇〇〇〇〇	一・〇〇〇〇〇〇	二 年	一 年		
		附 則 第 十 三 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す												

	第二十四 条	
	第二十七 条の三第 二項	額とする
<p>る法第二十七 条の二第 一號</p>	<p>附則第十三 項の規定に より読み替 えて適用す る法第二十七 条の三第 二項</p>	<p>額に、退職 の日の前日 において自 衛官俸給表 の陸将、海 将及び空将 の欄の適用 を受けてい た者にあつ ては百分の 五十五を、 同表の陸将 補、海将補 及び空将補 の(一)欄の 適用を受け ていた者にあ つては百分 の六十を、 その他の者 にあつては 百分の七十 を、それぞれ 乗じて得た 額とする</p>

別表第四（第八条の三関係）

備考 一 この表において「再任用職員」とは、自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員をいう。  二 (略)		種別	
		俸給表	
		職務の級 又は階級	
		俸給の特別調整額	定年前再任用 短時間勤務職 員及び再任用 職員以外の職 員
			定年前再任用 短時間勤務職 員又は再任用 職員

別表第四（第八条の三関係）

備考 一 この表において「再任用職員」とは、自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。  二 (略)		種別	
		俸給表	
		職務の級 又は階級	
		俸給の特別調整額	再任用職員以 外の職員
			再任用職員